

定款第3条及び第4条の規定に基づき次の事業を行う。

**1 柔道整復術の医学的研究及び柔道整復師の資質向上を図るための事業**

(1) 県学術研究会を開催する。

大学教授、医師等の学識経験者を講師に招き、会員や会員外柔道整復師及び学生等、一般に開かれた研究会を開催する。

公益社団法人日本柔道整復師会近畿学術大会の開催に協力する。

(2) 超音波講習会を開催する。

柔道整復師を対象にして、超音波画像観察装置に対する知識と技術の向上を目的とした講習会を開催する。

(3) 柔道整復学術講習会を開催する。

柔道整復師を対象に必要な最新の知識、技術の向上を目的とし、本会主催の講習会を開催する。

(4) 学術情報誌「HYOGO」（学会論文・学研のあゆみ）を発行する。

(5) 医療・介護サービス提供に協力する。

兵庫県の医療・介護サービス提供体制改革に協力する。

**2 県民の心身の健全な発達に関する事業**

(1) 県内の小学生を対象に少年柔道大会を開催する。

青少年の健全な育成と柔道の発展のために、県下の小学生を集めて少年柔道大会を開催する。また、大会優勝者などの優秀選手を選抜して、日整少年柔道大会に参加する。

(2) 災害時・各種スポーツ大会等に救護班を派遣する。

県・神戸市・加古川市等と災害時の協定及びボランティア活動に関する覚書を交わし、合同防災訓練等にも参加し、災害等の発生時の活動に備える。

県下各市町ならびに柔道連盟等主催の柔道大会や空手道大会、各地域マラソン大会をはじめ、自治体等が主催する各種スポーツ大会等に会員を救護員として派遣する。

(3) 元気アップ兵庫事業を推進する。

県民と柔道整復師との信頼関係を築くとともに、健康管理の啓蒙を目的として、健康に役立つ講話や体操等の指導を行う公開講座を開催する。

(4) 市民公開講座を開催する。

各分野の講師を招き、県民の健康管理の啓蒙を目的に、健康に役立つ講話や体操等の指導を行う公開講座を開催する。

(5) 公益活動の実施に向け医療人としての慈善事業の推進を図る。

市町等の各種団体から依頼のある各種行事やイベント等に会員を派遣し、健康管理や柔道整復に関する普及啓発を行う。

### 3 療養費受領委任払い制度の推進に関する事業

- (1) 公衆衛生の向上のために医療保険制度改革等への的確な対応を図る。
- (2) 保険講習会を開催する。
- (3) 各保険審査会に協力する。
- (4) 県下柔道整復師に対し、法人の歴史、組織、運営及び業務内容、健康保険等に関する指導を行い、柔道整復師としての資質向上を図る。
- (5) 保険取扱業務の内容を更に充実し、柔道整復施術療養費取扱いの適正化に努める。
- (6) 保険取扱実情調査を行う。
- (7) 日整が開催する保険担当者会議に参加する。
- (8) 保険者による保険指導に対して協力する。
- (9) 保険必携を整備する。
- (10) 保険取扱制度に関する事業に協力する。